

令和2年1月24日

市政記者クラブ 様

名古屋市保健所健康部
食品衛生課 食品衛生係
(健康福祉局)
担当：浅沼、吉野
電話：972-2646

ノロウイルス食中毒警報の発令について

本市では、現在「ノロウイルス食中毒注意報」を発令し、ノロウイルス食中毒の予防啓発をおこなっていますが、市内でノロウイルス食中毒が複数発生しており、ノロウイルス食中毒が非常に発生しやすい状況にあります。

そこで、本日「ノロウイルス食中毒警報」を発令しましたので、市民及び食品事業者の皆様には、より一層の注意をお願いします。

1 発令日

令和2年1月24日（金）午前10時

2 発令期間

発令日から令和2年1月31日まで

※本警報は発令日より1週間継続します。その後は自動的に注意報へ切り替わりま
す（令和2年3月31日まで）。

【参考】発令の条件と発令有効期間

	注 意 報	警 報
発令の条件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が続発するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令有効期間	発令日から翌3月31日まで (自動的に解除)	発令日から1週間 (自動的に解除)

3 食中毒発生状況（カッコ内はノロウイルス食中毒）

	本 年	昨年同期
発 生 件 数	2 件 (2 件)	1 件 (0 件)
患 者 数	34 人 (34 人)	1 人 (0 人)

4 食中毒の予防方法（別紙）

- ・調理従事者等の手洗いの徹底及び体調管理
(下痢や嘔吐等の症状がある場合は調理を行わないなど)
- ・食品の十分な加熱（中心温度 85～90℃で 90 秒間以上）
- ・調理器具類の十分な洗浄・消毒、嘔吐物の適切な処理 等

5 周知について

食品等事業者に対し周知するほか、なごや「よい食」メール、名古屋市公式ウェブサイト等により市民の皆様にお知らせします。

また、本警報発令中は、市役所正面玄関、保健センター等で「ノロウイルス食中毒警報発令中」の看板を掲示します。

6 ノロウイルス対策マニュアル

ノロウイルス食中毒防止についての消毒方法など、さらに詳しい情報をお知りになりたい場合は、名古屋市公式ウェブサイトを参照ください。

「ノロウイルス対策マニュアル」<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>

名古屋市では令和元年11月～令和2年2月を「ノロウイルスによる食中毒防止キャンペーン」期間として定め、食品等事業者や消費者に対し手洗い指導等の啓発活動を行っています。